

## 初期ウェブの社会改革構想：進歩・効率・自由と 「コレクティヴィズム」

江里口，拓  
九州大学経済学研究科経済学専攻

<https://doi.org/10.11501/3163925>

---

出版情報：九州大学，1999，博士（経済学），課程博士  
バージョン：  
権利関係：

### 第3章 消費者のコレクティヴィズム—協同組合論, 都市改革論—

#### 1節 ビアトリスの消費者組合運動論

#### —『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)—

##### 1 歴史的背景

イギリスにおける協同組合運動の起源は、18世紀中葉まで遡りうると言われている。その背景には、産業革命の開始にともなう労働者階級の生活様式の変化があった。例えば、ガーニー (Gurney [1996]) は、「協同組合運動は、18世紀イギリスにおける生産・消費様式が次第に個人主義的、市場主義的競争になりつつあったことへの批判、拒否として現れた」と述べている (Gurney [1996] p. 11)。

初期の協同組合運動は、まず労働者階級の主食としてのパンの確保をめぐる起こった。当時、急速に形成されつつあった工業都市では、不純物を混入させた粗悪なパンの販売がしばしば行なわれていたからであった。こうした慣行に対し自らを防衛するために、ウリッジとチャタムの港湾労働者が早くも1760年に協同組合製粉工場を設立したことが知られている。さらに、18世紀末のナポレオン戦争により労働者の食糧事情が窮迫すると、多数の協同組合製粉工場が設立されていった。中でも、1795年に設立された「ハル反製粉業者協同組合」(Hull Anti-Mill Co-operative Society) は非常な成功をおさめ、地方の製粉業者から営業妨害として告発されたほどであった。その他にも、シェフィールド、バーミンガム、ヘレフォード、ウィットビー、ブレンフォード、ノッチンガム、ウォルバハムプトンなどでも協同組合製粉工場があいついで設立された。

これらの初期の協同組合は、組員からの出資金に加えて、1793年「友愛組合法」制定によって台頭してきた友愛組合からの援助、またジェントリーからの寄付金などによって運営されていた。その意味で、労働者階級による自助的な性格と富裕階級による慈善事業的な性格をともに有していた。初期の協同組合運動は、なんらかの明確な運動理念によりも、むしろ労働者にとっての「パンの問題」という、極めて身近なレベルでの必要性によって駆り立てられたものであったと言える。

だが、1820年代後半から1830年代前半にかけて、協同組合運動は、ロバート・

オーウェンの影響のもと、質的な転換をとげる。世紀初頭のニュー・ラナーク工場における様々な試みの中で、オーウェンは「一種の消費協同組合」に着手したと言われているが<sup>1)</sup>、彼自身、協同組合に対する関心はさほど高くなく、それゆえ彼が運動に与えた影響も理想的なレベルにおいてであった。周知のとおり、ニュー・ラナーク工場における一連の経験を、『ラナーク州への報告』（1821年）という形で提出したオーウェンは、以降、アメリカに渡りニュー・ハーモニー村の建設に身を投じて行くが、彼が掲げた「共同村」という理念には数多くの賛同者が生まれた。アブラム・コムらを始めとする人々は「オービストン共同体」を設立（1826年）し、アメリカに去ったオーウェンの代わりに「共同村」実現のために尽力したといわれている。

オーウェンの影響を受けた協同組合運動が本格的に始動するのは、むしろウィリアム・キング博士らを始めとした「ブライトン協同慈善協会」の設立（1828年）を待ってであった。「ブライトン協同慈善協会」は、オービストン流の「共同村」の設立を企図してはいたが、その元手となる資金の確保のために「協同組合店舗」を経営するという新しい運動原理を打ち出した。この「ブライトン協同慈善協会」にあつては、オーウェン流の「共同村」の設立が最終目的として掲げられつつも、そのための資本調達的手段として協同組合店舗が積極的に位置付けられることになった。まず、この「共同村」という理念に賛同した組合員が相互に「掛け金」を持ち寄り、その基金を元手に事業を起こす。そこから生み出された利潤が再び事業に再投資され、事業規模は拡大していく。それにつれて、雇用される組合員は増大し、土地の購入、商品の生産へと事業が拡大されていく。結果的には、一つの共産団体としての「共同村」が実現される、という計画であつた<sup>2)</sup>。

これらのオーウェン主義的な協同組合は「ユニオン・ショップ」<sup>3)</sup>と呼ばれている。「ユニオン・ショップ」は、1825年の団結禁止法撤廃による労働組合運動の勃興とも歩調を合せて各地に浸透していった。元来、労働組合運動と協同組合運動とは別々の歩みを進めていたのだが、労働組合にとっては、ストライキなどによって一次的に職を失った労働者を協同組合に取り込み雇主に對抗して独自に生産を行なうことが戦略上有利であつたからである<sup>4)</sup>。

また運動の高まりのもう一つの要因としては、「トラック」制度や「トミーショップ」の横行をあげることができる。労働者階級は、雇主が指定した商店で、粗悪な商品を強制的に購入せざるをえなかつたからである<sup>5)</sup>。その意味で、「ユニオン・ショップ」の台頭の背景には、産業革命の進展により、ますます激化していく階級対立という構図があつたと言えよう。だが、1834年の「全国労働組合大連合」（Grand National Consolidated Trades Union）の崩壊によるオー

ウェン主義の挫折とともに、「ユニオン・ショップ」は徐々に衰退していった。

続く「1836年ないし1837年からは、労働者階級の関心の核心は、労働組合主義者や協同運動から、政治改革や1834年の新しい救貧法反対闘争に向かった。オーウェン主義にとって代わったチャーティズムが労働者階級の支配的な福音になった」（Cole [1944] 訳54頁）のである。チャーティストたちは、成人男子普通選挙権の獲得を目指した運動をくりひろげ、その戦略として「聖なる月」と呼ばれるゼネストをかかげた。他方で、みずからの運動に賛同する商店とのみ「排他的取引」契約を結ぶなど、協同組合運動にも一定の理解を示していた。だが、1839年、1842年におけるゼネストの敗北以降チャーティズムが急速に衰退していくと、労働者階級は、国家との直接対決という形から生活防衛のための自助的運動へと運動を転換させていった。

イギリスの19世紀後半における協同組合運動を特徴付けた、消費者組合と生産者組合との2つが本格的に現れたのは、オーウェン主義とチャーティズムという世紀前半を支配した2つの歴史的画期をくぐりぬけた後であった。

消費者組合運動が本格的に始動するのは「ロッヂデール先駆者組合」（1844年設立以下、「先駆者組合」と略）の成功によってであった。ただし、設立当初その構成員は、大部分がチャーティストやオーウェン主義者で占められていた<sup>61</sup>。特に、1844年規約には「実現が可能になりしだい本組合は生産、分配、教育および政治の力を備える。換言すれば、共通の利益に基づく自給自足の国内植民地を建設し、または同様の植民地を創らんとする他の諸組合を援助する」<sup>71</sup> とあるように、オーウェン主義的な「共同村」の建設がその終局的な目標に掲げられていた。だが、それ以降の「先駆者組合」の成功を促したのは、むしろ、後に「ロッヂデール原則」と呼ばれるようになった、以下の8原則であった。①組合員1人につき1票による民主的運営、②自由加入制、③利子の固定、④購買高配当、⑤現金主義、⑥品質主義、⑦協同組合の原則の教育、⑧政治上の中立性がそれである。特に、④の「購買高配当」は、事業の収益を、組合員の購入高に比例して還元するというもので、近代的消費者組合の発展の契機になった制度とされている。「先駆者組合」は、これらの諸原則をもとに、ロッヂデールのトード・レーンに小売店舗をかまえ、若干の生活必需品の共同購入から事業を開始し、経営規模を拡大していった。以降、イギリス各地には、これを模倣する組合が多数現れていった。

1844年当時、「先駆者組合」はその発足にあたって、1834年の「友愛組合法」に準拠して登録をした。だが、同法においては、組合の資本は「店舗の設置」以外は、貯蓄銀行と国債とに投資できるのみであり、組合相互の援助や、組合内部

に100ポンド以上を貯蓄することは禁止されていた（中川 [1984] 225頁）。ところが、1846年「修正友愛組合法」における、「節約投資条項」によって「組合員が食料、衣料その他の必需品ないしはその営む商工業の道具、家具の購入、子弟縁者の教育の準備を容易にするために蓄えをつつましく投資する」ことが許可されたことで、その事業範囲は若干緩和されることになった（中川 [1990] 46頁）<sup>87</sup>。

しかし、こうした1846年の「友愛組合法」改正に対しても、依然、大きな困難を抱えていた協同組合の一派があった。いわゆる生産者組合のことである。生産者組合とは、モーリス、ラドロウ、ニール、キングスリー、ヒューズ、ル・シュバリエらの「キリスト教社会主義者」によって指導された協同組合運動のことである。彼らは、19世紀前半のフランスにおける、ブシューらの「労働者組合」

(Association Ouvriers) に影響を受け、1850年に、それをイギリスに導入した。生産者組合は、消費者組合における「購買高配当」とは異なり、事業の利潤を組合事業に従事する労働者に分配するという「労働配当」方式（利潤分配制）を採用していた。1846年法は、協同組合が、組合員以外の一般大衆と取引することを禁じていたため、組合員以外を顧客とする生産者組合にとっては致命的な障害であったからである。

これら生産者組合は、1846年「協同組合法」が持つ限界を乗り越えるために、当初は1844年成立の「株式会社法」に準拠して登録した。だが、生産者組合にとって、同「株式会社法」にもいくつかの限界があった。同法は、株式の額面は10ポンド以上、最低加盟者数25名以上、株式の自由譲渡、および無限責任制などを規定していたからである。これらの限界を打破するために、ラドロウ、ニールら「キリスト教社会主義者」は、関連立法獲得の運動を繰り返して、その成果が、1852年「産業および貯蓄組合法」に結実した。以降、生産者組合のみならず消費者組合も同法によって登録され、法人格を付与されることとなった。また組合員以外との取引が許可されたことで、生産者組合はその活動の法的根拠を獲得した（中川 [1990] 46-47頁）<sup>89</sup>。

さらに1862、1867年の「改正産業組合法」においては、「有限責任制」の導入、連合活動・他の組合への投資などが許可された。特に、後者によって、消費者組合運動を主体とした個々の小売店舗の連合による卸売部門の経営が可能になり、「イングランド協同卸売組合」（1863年、後の「卸売協同組合」 Co-operative Wholesale Society, 以下CWSと略）、「スコットランド協同卸売組合」（1868年）などがあいついで設立された。また1873年CWSは独自に生産部門を設立するなどして、事業を拡大・発展させていった。

こうして消費者組合運動が着実に発展していったのに対し、すでに述べたよう

に、生産者組合運動は下降の一途を辿り始めた。消費者組合がその数を1862年の450（加入者9万人）から、72年の902（加入者34万人）、さらには1892年の1,459（加入者110万人）へと増大させていったことは、その右型上がりの発展を物語っている。他方で、生産者組合については、52年法で登録された組合のうち、80年に現存しないものが163組合、62年法登録で82年にまで解散したものが163組合、91年まで登録された152組合のうち、91年末に現存するものは76組合であった。1891年の時点では、生産者組合の総数は、わずかに143組合（加入者2万5千人）に過ぎなかった（椎名 [1985] 21頁）。

このように、消費者組合運動の発展と生産者組合運動の衰退は明らかであったが、組合収益の分配方法をめぐって両者の間には埋めがたい対立・混乱があった。1869年に開催された第1回「協同組合大会」においては、「購買高配当」原則とともに、「労働パートナーシップ」にもとづく「労働配当」（＝「利潤分配制」）が一つの重要原則として承認された。CWSでさえ、生産部の設立にあたっては、この「労働配当」原則を採用したほどであった。1875年のニューカッスル大会において「労働配当」原則は拒否されるが、以降、19世紀末にかけてこの問題は幾度となく取り上げられた。特に、1883年における第15回「協同組合大会」（エジンバラ）においては、「労働配当」を掲げるニール、グリーンングら「キリスト教社会主義者」と、「購買高配当」を掲げるミッチェル、ナットールら「CWS路線」とが真っ向から対立したといわれている（伊東 [1992] 47頁）。ビアトリスによる『イギリスにおける協同組合運動』（1891年）執筆の背景には、消費者組合の発展と生産者組合<sup>10)</sup>の衰退という現実と、「利潤分配論争」という形での、その両者の激しい路線対立があったのである。

## 2 生産者組合と「個人主義」

ビアトリスの生産者組合論は、『イギリスの協同組合運動』第5章「生産者組合」において提出されている。彼女は、「生産者組合」を「個人主義的協同組合」と呼び、その基本的性格について次のように述べていた。

「『個人主義者』という用語は、この20年、協同組合運動家によって使用されていて、その意味は、個別の生産単位それぞれを、そこで労働している者が支配し、もし可能ならば所有し、利潤はこれらの労働者でもある所有者に分配することを主張する協同組合主義者の流派である」（Potter [1891] p. 75,

訳104-105頁)。

「手短かに言えば、機械と同じく労働をも最も安い市場で購入し、これらの機械・人間活動を操作・調整し、その純生産物を請求する、近代産業に典型的な資本家的企業家に代えて、各工場・作業所ごとに自己の労働の組織を管理し、その成果である利潤を獲得する労働者同胞組織を設けることが、個人主義的協同組合主義者の主張である。」(Potter [1891] p. 118, 訳161頁)

「生産者組合」とは、(1)「資本家的企業者」の廃止＝「労働者による管理」(government by the workers), および(2)「労働配当」(ピアトリスの言葉では「利潤分配制」profit-sharing)とを実施し、それらの必然的な帰結として労働者による生産手段の共同所有を志向する協同組合のことであるというわけだ。

ピアトリスは、こうした「生産者組合」の試みを、19世紀末におけるイギリス協同組合運動の状況に照した上で、それがことごとく「失敗」<sup>11)</sup>であったと主張する。

「・・・キリスト教社会主義者とその弟子たちが、“労働者同胞”という理想を実現できなかったのは、理性と献身が不足していたからではない。彼らの行いは称賛に値するものであった。だが、その理論が間違っていたのである。彼らは、最初から、ロバート・オーウェンが実感していた事実を無視していた。産業革命によってもたらされた根本的変化、つまり大資本の使用からもたらされる収益逡増、工場制度の綿密な規律、競争圧迫のもとで販路を確保するのに必要な練達した頭脳、を彼らは無視したのである。」(Potter [1891] p. 167, 訳230-231頁)

生産者組合の「失敗」を、単に歴史的な事実としてではなく、「理論」的な側面から解明しようというピアトリスの意図がよみとれる。しかも、その「理論」とは、「産業革命によってもたらされた根本的変化」という歴史認識をめぐるものであった。以下、(1)「資本の欠乏」、(2)「販路の不足」(3)「管理の規律の欠如」について、その内容を具体的に検討してみよう。

第一の「資本の欠乏」についてピアトリスはいう。

「事業の開始にあたって限られた資本しか持たなかったことで、これらの組合の多くは、原料購入の際に値引きしてもらえず、地元の市場で少量ずつを

購入せねばならなかった。さらに、機械・設備は劣等なものであった。一  
要するに、取引の条件は悪く、原料は概して粗悪で、生産手段は劣悪であっ  
た。これらの資本主義制度の改革者たちは、資本を誘致するために、採算に  
あわないほどの利子率を支払った。・・・あらゆる場合において、この余分  
な利払いと収益の逡減分は、労働者に対して賃金の引き下げと労働強度の増  
加として課せられた。ほとんどの場合、このことは急速な事業の崩壊を意味  
した。」(Potter [1891] p. 150, 訳206-207頁)

第2章で述べたように、シドニーは19世紀末のイギリス経済社会を「発展した産  
業社会」と捉らえていた。「発展した産業社会」における財の生産は、もはや優  
れた機械設備の導入をめぐる激烈な競争のもとに行なわれていると。同じく、ピ  
アトリスも、19世紀末イギリスの産業組織を、「機械の採用と、大資本の使用に  
よる“収益逡増”」(Potter [1891] p. 150, 訳207頁)を中心としたものへと、高  
度化しつつあると述べていた。だが、「生産者組合」は、事業の開始にあたって  
労働者が持ちよる資本額に限界をもつ。このことは、借り入れに対する利払い、  
あるいは従業員の労働条件の面で、「生産者組合」を不利な条件へと追込み、や  
がては崩壊へと追込むことになったというわけだ。

第2の「販路の不足」について。「生産者組合」は、労働組合運動の一環とし  
て不景気に、賃金の低下を阻止し、または失業者に職を提供するために設立され  
ることが多々ある。だが、こうした景気循環の不況局面においては、追加的な商  
品生産を行っても、事業の成功は望めない。「組合の熟練機械工または熟練職人  
は、その職業の技術的詳細には精通しているが、商取引についての知識が欠如し  
ている。これらの組合は、“労働交換所”という旧来の間違った考え、すなわち  
商品が実際の需要に適合するかどうかにかかわらず、努力と熟練さえあれば、労  
働者は必ず価値を創造するという幻想、に基礎を置いている」(Potter [1891] p.  
151, 訳209頁)。生産者組合は「練達した企業者」機能を欠いていることが、そ  
の失敗の一因であるというわけだ。

最後に「管理の規律の欠如」についてピアトリスは言う。生産者組合において  
は、組合員が自ら「管理委員会」(committee of management)を選出する。こ  
の「管理委員会」は「監督係」(overseer)を指名する。「管理委員会」の委  
員であっても、彼らが労働している間は、「監督係」に従属せねばならない。だ  
が、「監督係」の管理行為が「管理委員」に不利益な場合には、直ちに罷免され  
てしまう。だが、およそ「工場制度」がうまく機能するためには、監督者の人格  
的要素とは独立した「規律」が必要であるというのがピアトリスの見解であった。



「労働者による自治」は「工場制度の規律」を破壊してしまうという理解である<sup>12)</sup>。ピアトリスは、「生産者組合」内部におけるこうした個人的利害の衝突を、「最大の失敗原因」であるとさえ述べていた (Potter [1891] pp. 152-153, 訳210-211頁)。

ピアトリスは、生産者組合の思想的根源が、19世紀初頭のフランスの思想家ブシュにあると述べ、こうした「理論」的欠陥を、当時のフランスの後進性にもとめる。

「彼〔ブシュー〕は、その提案の前提として、この計画を“熟練という資本を有し、機械ではなく道具を用いる”職人に限定した。というのも、文芸家でありパリ人であった彼は、芸術的な熟練職人のことだけを考えて、新しい機械時代の新事実を念頭に置かなかったからである。こうして彼は、成功した経営者かつ専門的知識人であったロバート・オーウェンが把握した問題、すなわち産業革命によって進行しつつある、自作農・熟練職人による個人的生産体制の崩壊、および様々な階層・能力におうじて訓練され高度に組織化された一団の労働者を必要とし、しかも彼ら全てが他者の労働によって作られた巨大な工場組織に従属させられている産業システムの創造を無視したのである。」 (Potter [1891] p. 120, 訳164頁)

きたるべき「発展した産業社会」についての把握の未熟さが、「生産者組合」の失敗の最大原因であるという主張である。「個々の生産者がその生産用具と生産物をともに所有する社会状態は、すでに過ぎ去っている。実際に労働している者が、自ら原料を購入し、生産物を販売し、“利潤”を獲得する原始的産業形態への復帰は、仮に望ましいとしても、実現不可能である」というのが、19世紀末におけるピアトリスの歴史認識であったからだ (Potter [1891] p. 167, 訳231頁)

こうして、イギリスの19世紀末に現れた「発展した産業社会」において、「生産者組合」の失敗は明らかであるという結論が下されるが、実際には、「生産者組合」は、様々に形を変えて存続していた。それは、「小親方制度」、「労働者株式会社」のことである。

「小親方制度」についてピアトリスはいう。

「他方、仮に組合が持ちこたえたとしても、それはすぐさま変化した。いまだ機械の導入によって転換していない職業、近年の苦汗制度調査の対象になった全ての小規模工業においては、これらの組合は、当初からあるいは最終

的に、小親方の組合になった。今や、“上院委員会”での膨大な証言に目を通せば誰でも、小親方制度 — 産業組織の最底辺の類型 — は、機械の採用と、大資本の使用による“収益の遡増”，および労働組織の改善によって、次第に絶滅しつつあることを知るであろう。これらの小親方の組合は、工場法や労働組合の規制から免れている部門においては、命脈を保つかもしい。しかし、彼らが存続しうるのは、ただ優れた労働条件の回避、下層労働者の酷使、顧客への詐欺行為によってのみである。それゆえ、（協同組合の存続のための）労働者および顧客との“利潤の分配”は、実際には、賃金の受取純額の引き下げおよび品質の引き下げを隠す、巧みな婉曲表現なのである。」（Potter [1891] pp. 150-151, 訳207-208頁）

ビアトリスが、1887年から1888年にかけて、チャールズ・プースらとともに、ロンドンの貧困調査を行ない、いわゆる「苦汗制度」についての研究を行なっていることは周知のことであるろう。すでに述べたように、「生産者組合」の失敗の原因は「発展した産業社会」における新しい競争形態に太刀打ちできないことに求められていたが、ここでは、こうした競争圧力を、劣悪な労働条件に転嫁し、かろうじて存続している「小親方制度」が批判されている。すでに、この「小親方制度」に転化した組合は、「自治を行なっているが、組合員以外の労働者を雇用し、職場の労働者全員による「産業の自主管理」という理想を捨て去ってしまっているのである。「生産者組合」の理想はとうに放棄されているにとどまらず、外部の労働者に劣悪な条件を押しつけているという意味では、むしろ「積極的な害悪」なのであった（以上、Potter [1891] p. 139, 148, 訳191, 203-204頁）。

次に、「労働者株式会社」がある。「労働者株式会社」とは、事業の開始にあたって労働者が各自一定の額を株式として出資し、しかも自主管理と利潤分配を目指す「生産者組合」の変種である。「労働者株式会社」は、事業経営の面からすれば、むしろ「成功」していた。だが、「商業上の成功はその失敗よりもかえって個人主義学派の信念にとっては不幸な結果をもたらした。すなわち、形態は残存したが、その魂が消失してしまった」のである（以上、Potter [1891] p. 126, 訳172-173頁）。

「しかし、イギリスの基幹産業 — 繊維、鉄鋼および石炭業 — では、工場、炭坑、作業場における労働者の一団が、自ら働く事業所の唯一の資本家となることは事実上不可能である。穏当な例として、60,000ポンドの資本と、200人の労働者を雇用する綿紡績工場をとりあげてみよう。これらの労働者に

これだけの資本を与えれば、比較的熟練があり儉約的な労働者は、まもなく工場労働者ではなく雇主となるだろう。」(Potter [1891] p. 151, 訳208頁)

いわゆる協同組合の「株式会社転形の法則」である。「労働者株式会社」にあつては、従業員と株主とが同一の人格であることが「生産者組合」としての出発点であったが、事業が成功すれば、必ずや「株主」となり、外部から労働者が雇用されることになるというのである。ここにおいて、「労働者による管理」という理想が廃棄されることはいうまでもない。これらの組合は、「全ての株式会社がそうであるように、もっぱら資本家の利益のためにのみ組織されている」のである(Potter [1891] p. 131, 訳180頁)。

以上ようするに、「生産者組合」は、その「理念」を保持しようとするれば事業面で失敗し、逆に事業面での存続をとれば、「小親方制度」、「労働者株式会社」に変形してその「理念」を放棄せざるをえないという意味で、「生産者組合」の試みは完全な「失敗」であったということになろう。その意味で、ピアトリスは「生産者組合」は、社会改革においてなんら重要な役割を果たせないものとして、それに厳しい批判を加えたのであった。

だが、ピアトリスは、こうした「生産者組合」を志向する運動が協同組合の世界において依然根強いことを認識し、より根源的な批判へとすすむ。

「この流派の指導者は、自治工場あるいは利潤分配制という次善の策を構想するにあたって、労働者の間に存在する独立心・営利心という欲望に訴えているのである。労働者の一団は、その努力の結果が資本的企業家ではなく自分自身にもたらされるために、より一層努力し勤勉を持続するであろうというのである。」(Potter [1891] p. 154, 訳212頁)

ピアトリスは、生産者組合を貫く行動原理が「営利」であることに注意を促していた。既存の資本主義的企業形態の批判から始ったはずの協同組合運動が、結局、「営利」という原則に包摂されてしまっている。生産者組合は社会を「自治的生産者の小規模集団に分裂させる」のみであり、「労働者を雇用する資本家、資本を手に入れた労働者、あるいは両者の共同経営にかかわりなく、全ての生産者組合の利益は、社会の利益と直接に対立している」のである。とすれば、「一人の営利家のかわりに多数の営利家をもってする産業組織は、商業の道德化に一步も進ものではない」というのがピアトリスの結論であった(以上, Potter [1891] pp. 155-155, 訳214-216頁)。

以上、生産者組合をめぐるピアトリスの主張の骨子は、その「個人主義」的性格への批判にあったことが分かる。第一に、それは「発展した産業社会」の高度な生産力を無視し、いわゆる「独立生産者」的な世界へ回帰しようという試みであった。このことは必ず事業の失敗に結びつくことになる。なぜなら、産業社会の趨勢は、もはや「大規模生産」、練達した専門的企業家による経営、「工場制度の規律」という組織化の方向へ不可避免的に進んでいるからである。第二に、生産者組合は仮に存続したとしても、労働者を外部から雇用し、「小親方制度」、「株式会社」に変化してしまっている。そこにおいては組合は、あくまで一部の構成員の排他的利害に支配される「非民主的」な組織に変化してしまうというわけだ。

### 3 消費者組合における「非営利」と「効率」

他方、ピアトリスは「消費者組合運動」を、「民主的協同組合」と呼び、高く評価しているが、その理由を「ロッチデール公正先駆者組合」（以下、「先駆者組合」と略）の運動原理に見出していた。すでに述べたように「ロッチデール原則」には、①1人1票による民主的運営、②自由加入制、③利子の固定、④購買高配当、⑤現金主義、⑥品質主義、⑦協同組合の原則の教育、⑧政治上の中立性、と様々あるが、中でもピアトリスが注目するのが、「購買高配当」の原理であった。非営利をかかげる消費者組合において、「購買高配当」の対象となる「利潤」が存在するのは一見非合理であろうが、小売においては貨幣の最少単位でも決済できない端数が存在すること、および品質主義の裏返しとしての正常価格による販売の結果、消費者組合においても、「利潤」が存在する。「購買高配当」とは、この「利潤」を、組合員の購買高におうじて四半期ごとに払い戻す仕組みのことである。

「・・・もしチャールズ・ハワースが購買高配当システム — すなわち消費者ひいては地域社会による商店運営へとつながった制度 — を採用しなかったら、はたしてロッチデール協同組合が、後にかなりの種類の個人商店に伝播したこの公正な経営方針を維持できたかは疑わしい。このシステムには、数多くの直接・間接の長所があるが、ある特有の、予期せぬ結果を生んだ。それは、協同組合運動を、純粹に民主的な基盤の上に据えたのである。」

(Potter [1891] p. 63, 訳86-87頁)

ピアトリスは、「購買高配当」を「民主的」性格のゆえに高く評価していたことが分かる。その理由についてピアトリスはいう。

「ロッチデール・システムにおいては、いかなる男女でも、1シルの加入金を支払えば組合員になれる。・・・既存の組合員は、新規加入者を排除する法的権限を有するが、このシステムのもとでは組合員数を制限する誘因は全く存在しない。全くその反対である。なぜなら、組合がうまく運営されているかぎり、新規組合員の加入は、事業規模の拡大を通じて売上高に対する利潤の割合を増加させるからである。というのも、自己の購買高に対する一定割合以上の利潤は誰も入手できないし、事業規模の拡大による固定費用の相対的減少、労働の節約、卸売市場において大規模な買手に与えられる有利な条件などによって、商品1ポンドごとに対する利潤の割合は、組合員数の増大につれて、着実に上昇するからである。」(Potter [1891] pp. 68-69, 訳94-96頁)

ロッチデール型組合では、組合員の出資金をもとに事業が運営されているが、その場合、新規加入者が増大すればするほど事業規模が拡大する。このことは固定費の減少、労働節約的技術改良、大規模購入など、規模の経済を通じて、購入商品あたりの「購買高配当」の額を増大させる。既存の組合員にとっては新規加入者を取り込むことが有利なのである。こうして、ロッチデール方式は、「都市自治体よりも構成員資格が容易に獲得できる選挙民であるところの、常に増加し続ける投票主体であり、団体的生活の一部門 — 個々人の使用のための商品の生産・分配 — をその代表者に管理させるところの解放的民主制」と評価される(Potter [1891] p. 70, 訳96頁)。と同時に、大規模化、組織化の方向へと向かっている営利業者とも互角に競争できるから、「発展した産業社会」において事業面でも成功するというわけだ。

ロッチデール型消費者組合の民主的性格は、組合組織の運営方法についてもあてはまる。

「ロッチデール先駆者組合の健全な民主的性質は、さらにその投票に関する規則にも見出せる。1人1票、代理投票禁止は健全な選挙原則である。組合の発展に無関心な者は、欠席する事によって、投票権を剥奪されることになる。財産ではなく人格がロッチデール・システムの本質的基礎となるのだ。

女性も正規組合員になれば、代表者、役員、および従業員として組合に貢献することができる。」(Potter [1891] p. 72, 訳99頁)

株式会社における持ち株数に応じた投票権、国政選挙における財産・性による差別とは違い、ロッチデール原則のもとでは、組合員1人に1票という選挙権が与えられている。これにより、組合員は、組合の経営方針決定に関与するために代表者＝「理事会役員」を選出する権利を有していた。

さらに、選出された「理事会役員」は、組合の「支配人」や「店員」つまり「有給役員」を採用する権利を有するとされていた。ただし、この「有給役員」には、「理事会役員」選挙権はおろか組合の方針に関係する事項を決定する権利はない。「理事会役員」と「有給役員」とはあくまで別個の存在であり、ビアトリスはこれをイギリスの政治機構における「有権者」、「議員」、「公務員」の関係に例えている。「イギリスの法律・習慣は、公務員が、社会全体〔有権者大衆〕の下僕たるべきと宣言している」のと同じく、消費組合の「有給役員」も、組合員大衆に対する「公共奉仕の精神」によって行動すべく位置付けられているのである(Potter [1891] p. 76, 222, 訳105, 305頁)。

しかも「民主的協同組合」には、こうした「公共奉仕の精神」を十全に発揮されるための有効な機構が備っていた。

「消費者の組合においては、関心があるものは、その気があれば、個々の従業員、専門職員によってなされる労務の質の高低について、正確な判断を下すのに十分な材料を有している。組合員は、自己の欲望の充足の程度とともに従業員の能力の費用について判断することができる。彼らは社会一般における費用と価値とを比較することができる。したがって、組合員の信頼と信用とを確保するための役員間の競争意識が、営利の代わりになるのである。関係者全体に対してもたらされる純益の多寡が、少数の資本家・労働者が獲得する利得にとって代わって、役員の労務の効率性をはかる最後の判断規準になるのである。」(Potter [1891] p. 212, 訳291-292頁)

「有給役員」の業務成果は、組合員大衆によって、有効に監督されうるというわけだ。組合員大衆は、「有給役員」の業務成果について、それが自らの利益を促進しえたかについて、他の組合との比較などを通じて判断できる。しかも、この場合、「有給役員」が無能であると判断されれば、ただちに別の役員と取り替える権限を有しているのである。「民主的協同組合」においては、「有給役員」は、

「営利心」によってではなく、組合員大衆への「奉仕」をめぐる互いに「競争」すべく位置付けられているのである。

ただし、このことは組合員が「有給役員」の雇用条件に対して無関心であることを意味しない。

「経験の結果、企業家には、その負う責任と耐えざるストレスのために、規則的な労働時間と仕事から解放される休息時間とを有する肉体労働者よりも、一層十分な個人的支出が必要であるということが認識された。現在では、彼らは、役員の俸給が決して自己の雇主の平均所得を超えてはならないなどと主張しない。・・・なぜなら、労働階級による組合の目的は、労働者の消費を向上させて効率的なレベルに引き上げることにあり、従って、労働者は、非効率な勤務が不経済であることを、誰にもまして認めるだろうから。」

(Potter [1891] p. 215, 訳295頁)

「有給役員」の俸給は、彼が組合員のために最大の「効率」を発揮できるように決定されるのである。なぜなら、組合員大衆は、自らの組合の発展のために、このことを必要なコストとして認識しうるから。現実の消費者組合の発展に目を向けても、彼ら有能な「有給役員」が、十分な職務を遂行できていることは明らかであるというのがピアトリスの主張であった(以上, Potter [1891] p. 215, 訳294頁)。

ピアトリスは「ロバート・オーウェン<sup>13)</sup>」の新社会制度の基本的原則であるところの“価格の構成要素としての利潤の排除”が、近代的協同組合運動において実現されている」という(Potter [1891] p. 213, 訳292頁)。しかもその際、「有給役員」が「営利心」に左右されることなく最大限の「効率」を発揮しうるような機構が整っている。こうして、本来の「利潤」は組合員の消費生活向上のために還元されることになろう。それだけでなく、「解放的民主制」と大規模生産のメリットから、消費者組合は自ずと拡大し、それにおうじて豊かな消費生活が国民全体へと普及していくことになる。ピアトリスは、消費者組合運動を「発展した産業社会」にふさわしい協同組合運動として高く評価したのであった。

## 4 消費者組合運動の意義と限界

以上、「生産者組合」と「消費者組合」とに関するピアトリスの主張を検討してきた。ピアトリスが一貫して議論してきた事は、まず第一に事業経営という点における現実的妥当性であった。「発展した産業社会」という基本的な歴史認識のもと、旧式の産業組織を前提とした「生産者組合」の実現困難と、「消費者組合」のもつ大規模生産というメリットが対比されていた。このことは、ピアトリスの社会改革構想の実践的性格を表していよう。さらに第二は、社会改革を担うべき主体としての運動の理念をめぐってであった。結局は「営利心」に包摂され、事業の不利益を他者へも転嫁しかねない「生産者組合」は「個人主義的」と退けられ、「消費者組合」は、組合員資格の解放性、有効な「代議制自治」という点で「民主的」と評価されることにもなる。

しかも、後者においては、「有給役員」の行動をめぐって、社会改革を担うべき主体の新しい行動原理が提示されていた。ピアトリスは従来の「抽象的経済学」が提示する「適者生存」に対比させ、「機能的順応」という概念を提出していた (Potter [1891] pp. 18-19, 訳26-27頁)<sup>14)</sup>。「機能的順応」とは、後に、「個人々が能力と欲望の程度・複雑性における増進に順応すること」であり「退化」とは逆の概念である、と明確に定義される概念である<sup>15)</sup>。「機能的順応」の推進のためには、「効率」の発揮に必要な生活水準と、その主体的動因としての「競争心」が必要である。しかも、この「競争心」の発揮にあたって、「営利心」(＝利潤原理)は必ずしも必要ではない<sup>16)</sup>、とピアトリスは主張したのであった。

消費者組合の成功が、こうした「有給役員」の存在によることは明らかだが、組合を根本で支えているのは、組合員大衆である。だが、これら組合員大衆には、明確な「弱点」があることもピアトリスは見逃さなかった。組合員の直接的関心は、商品の「安価さ」「高品質」および「配当」であり、彼らは「一時的で皮相的な便宜のために、自らが属する階級・地域社会全体に影響を与えるところのより大きな利益を台無しにしてしまう」ことがしばしばあると(以上, Potter [1891] pp. 191-192, 訳262-263頁)。こうした状況に対し、ピアトリスは消費者組合運動が「代議制自治」という点で「地方自治組織」と同一であると述べた上で、それが「将来の市民のための学校」たりうると主張していた。「協同組合による教育は、自由・慎重な選択をなしうるように市民を向上させうる。協同組合員は十分な独立心をもつが、もし強制的な結束とより大規模・永続的な団体が便宜で



あることに気づき、それを理解すれば、市町村、州、国家の市民として結合するのに十分な理性と経験を有するのである」(Potter [1891] pp. 190-192, 訳260-264頁)。

他方、ピアトリスは自ら、消費者組合運動にはいくつかの限界があると述べていた。「消費組合が労働者階級全体を徐々に包摂するにつれて、生活必需品が廉価になるから、必然的に、賃金は比例的に低下せざるをえない」というラッサールの「賃金鉄則」からの批判がある。これに対しピアトリスは、消費者組合のメリットは、単なる商品の安価さのみならず、その「品質向上」にもあるという。質的な消費の向上が「安楽規準」の上昇へと繰り込まれるかぎり、消費者組合運動が賃金の下落を引き起こす事はない、と(以上, Potter [1891] p. 194, 訳267頁)。

だが、ラッサールの批判にも一面の真理があった。「労働組合が存在しない職種では、貨幣賃金は、生活費に応じて地方毎に異なる」からである。そこで、ピアトリスは「労働者が、消費組合の配当・割引額を保有することを可能にするのは、あるいは消費組合によって提供される商品の廉価・品質の向上という利益を完全に獲得することを可能にするのは労働組合であり、労働組合だけなのだ」と主張し、消費者組合と労働組合の連携の必要性を指摘していた(Potter [1891] pp. 194-196, 訳267-269頁)<sup>17)</sup>。『イギリスの協同組合運動』を出版した直後のピアトリスが、次の課題として労働組合運動の分析を選んだ最大の理由はここにあるとみなしてよかろう。

だが、ピアトリスのいう消費者組合運動の限界はこれだけにとどまらない。元来、消費者組合運動は、労働者階級の中でも比較的富裕な階層を中心に生まれたものである。したがって、「苦汗制度」のもとにある不熟練労働者大衆は、その絶対的貧困ゆえに運動に参加しえない<sup>18)</sup>。また、中産階級はその奢侈的な消費形態のゆえに消費者組合に加入する動機が存在しないのである(Potter [1891] pp. 225-227, 訳309-312頁)。

また、生産される財の性質から、消費者組合では包摂できない部門が存在する。例えば、「輸出産業」がそれである。他国に在住する消費者が、イギリスの消費者組合の組合員になることは、現実的に困難だからである(以上, Potter [1891] pp. 230-232, 訳315-318頁)。

「さらに言えば、消費が強制的なものは、組合もまた強制的にならざるをえない。水道、ガス、鉄道、街灯のような誰もが消費する財は、もし我々が産業民主主義を維持したいのであれば、明らかに強制的消費者組合によって運

営されねばならない」 (Potter [1891] p. 229, 訳314頁)

地方自治体・国家が、市民に対し水道、ガスなどの公共財を提供する場合、それらは「自発的協同組合」に対比した意味で「強制的消費者組合」と呼ばれるべきだという。誰もが必要とするという意味で消費が「強制的」な公共財は、「自発的な」消費組合では有効に包摂しえないからである (Potter [1891] p. 230, 訳315頁)。自治体による公共財の供給問題については、シドニーが『ロンドン・プログラム』 (1891年) で論じているから、節を改めて考察してみたい。

## 2節 シドニーの都市改革論 —『ロンドン・プログラム』(1891年)—

### 1 歴史的背景

世界にさきがけて産業革命を達成したイギリスは、人口の増大とともに急激な都市化を経験した。繊維業・石炭業の発展によりマンチェスター、リバプール、グラスゴウなどの北部工業地帯が成長し、さらに19世紀中葉以降の機械業の台頭はバーミンガムなどの中部工業地帯を生み出した<sup>(19)</sup>。1801年の時点で、首都ロンドンを除けば皆無であった人口10万人以上の大都市も、これら新興工業地帯を中心にあいついで出現し、イングランド・ウェールズの総人口に対して11.5%

(1871年)、17.3%(1891年)を占めるようになった(ロンドンを除く)。1851年に行なわれた国勢調査の時点で、すでに都市人口が農村人口を追い越し、全国的な都市化の進展は明らかであったが、1870年代以降「大不況期」におけるイギリス経済の構造転換は、これにますます拍車をかけた。海外からの安価な農産物の流入により、農業の衰退がはじまり<sup>(20)</sup>、農村人口の急速な減少が始まった(Daunton[1988]p.37)。他方、イングランド南東部を中心としたサービス経済圏の発展<sup>(21)</sup>に促され、ロンドンの人口は、1851年の236万人から、326万人(1871年)、423万人(1891年)<sup>(22)</sup>へと増大し、世界最大の都市へと成長した。

こうした新しい都市社会は豊かさの象徴でもあった。19世紀の第3四半世紀には「ヴィクトリアの黄金時代」が謳歌され、労働者階級の中からも「労働貴族」と呼ばれる富裕階層が出現した。1873年以降、いわゆる「大不況期」に突入しても、絶えざる技術革新と着実な価格低下が進行し、実質国民所得はこれまでになく増大した。交通手段の発達につれて富裕層は都市郊外の新興住宅へと移り住み、安価な消費財、娯楽、レジャーの普及といった大衆消費社会の到来とともに、労働者大衆もある程度の生活のゆとりを享受できるようになった。

だが、全国的規模で展開した都市部への人口集中は、都市生活の様々な面で問題を生み出したことも事実である。19世紀初頭において、水道・ガスへの需要増大に対し、未成熟な地方政府はなんら対策を講じえなかったが、その隙間を埋めるべく成長していった民間株式会社も、世紀中葉にはその限界を露呈し始めた。1840年代には猛威をふるうコレラの原因が上下水道などの衛生設備の不備にあると広く認識され、民間水道事業に対する批判が高まり(Hassan[1964]p.534)、1

860年代には民間ガス事業の供給能力が危ぶまれ、自治体による運営の必要が叫ばれた(Matthews [1986] p. 244)。低賃金労働者の居住区であったスラムでは、住宅環境は劣悪であり、死亡率は極めて高く、またアルコールへの依存による犯罪、労働モラルの低下などが大きな社会問題となっていた(Reader [1983] pp. 83-84, 訳113-114頁)。チャールズ・プース、ピアトリス・ポッターらが19世紀末ロンドンのイースト・エンドで行なった社会調査は、こうした貧困の実体を如実に描き出した。

とはいえ、都市問題に対する当局の対応が皆無であったわけではなかった。1835年の「都市自治体法」(Municipal Corporations Act)成立によって、各都市には代表制の都市議会が設置され、地方政府主導による都市改革の礎石が築かれた。同法は人口5万人以上の都市に適用されたが、ロンドンは除外された<sup>(23)</sup>。したがって、地方政府主導による本格的な都市基盤整備は、ロンドンではなく、北部・中部を中心とした新興産業都市においてまず開始された。なかでも最も先進的であったのは、ジョセフ・チェンバレンに率いられたバーミンガムであった。チェンバレンは1874-76年の市長時代において、スラムの土地買収・浄化、ガス・水道の市営化などを実施し、ガス事業の収益をもとに下水道整備、道路改良など様々な都市基盤整備に乗り出していった<sup>(24)</sup>。マンチェスター、リバプールなどの地方都市においても、バーミンガムをモデルとした都市改革が続々と実行されていった。

こうしたなか、「都市自治体法」から除外され都市基盤整備にたちおくれたロンドンにおいても、徐々に改革の気運が高まっていった。まず、1855年に「首都工務局」が設立され、下水道整備、街路照明、舗装、街路清掃、住宅建設を担当した。1867年に設立された「首都アサイラム会議」は、簡易宿泊施設、病院の経営に着手した。「ロンドン学務委員会」(1870年設立)は、ロンドンの初等教育を管理し、「ロンドン港湾公衆衛生局」(1872年設立)は、港湾地域における公衆衛生を担当した。だが、これらの簇生した各当局の行動には相互の連携が見られず、それどころか行政権限の重複、汚職などによる行政の非効率という問題が生み出されることになった。この現状打開をめざして、「都市改革協会」(1866年)、「ロンドン都市改革同盟」(1884年、後に「進歩党」)「フェビア協会」(1884年)があいついで結成され、住民の直接選挙により選ばれた地方政府をもとめる運動を繰り広げた(Byrne [1981] pp. 85-86)。

政府は、ようやく1888年に「地方政府法」(Local Government Act)を可決し、「ロンドン州議会」(London County Council, 以下、LCC)を創設した。1889年に行なわれたLCC第1回選挙では、戸主選挙権<sup>(25)</sup>を獲得した労働者大衆

の支持のもと「進歩党」議員がLCCで過半数を占めた。「進歩党」議員の中心は急進的なミドル・クラスと組織労働者であり、その理論的指導者として活躍していったのがシドニーその人であった<sup>(26)</sup>。第1期LCCは、低家賃住宅の建設などの成果をあげたが、一層の改革推進のためにはLCC自体の権限拡大が急務であった。LCCは、住宅建設、下水整備など「首都工務局」の権限を引き継いだのみで、「ロンドン学務委員会」、「首都アサイラム会議」などに対する統制権をもたなかったこと、ならびに公営企業の運営・監督権の欠如によってガス、水道事業などは依然として民間企業に放置されていたことなどがその主な理由であった(福永[1986]53頁)。地方政府が新たな行政権限を獲得するためには、国会を通じた新たな法制定が必要であったから、「進歩党」は中央政界との密接な結び付きを求めていくことになる。

中央政界においてこうした「進歩党」の動きに歩調をあわせたのが、グラッドストーン自由党であった<sup>(27)</sup>。アイルランド自治法案(1886年)をめぐる党の分裂により野に下った自由党は、『ニューカッスル綱領』(1891年)を掲げ党組織の立て直しをはかっていた。自由党の大衆組織「全国自由党連盟」は、盟主チェンバレンの離脱後、新しい指導者シュナッドホーストに率いられ、より広範な支持基盤を模索していた。とりわけロンドン選挙区については「進歩党」員の支持獲得が企図され、『ニューカッスル綱領』には、LCCの自治権拡大、ガス、水道、市場、警察規制権のLCCへの付与、敷地評価額課税、地方税の軽減などの提案がもりこまれた(若松[1991]185頁)。1884年の議席再配分によって22から59へと議席が増加したロンドン選挙区は、再出発をはかる自由党にとっては大きな魅力を持っていたからである<sup>(28)</sup>。こうしてロンドン改革の気運は、中央政界をもまきこむ国民的レベルにまで波及していったのである。

このように、シドニーの『ロンドン・プログラム』は、LCCの活動方向をめぐる全国的な関心の高まりの中で提出されたものであり、その背後には、大都市ロンドンにおける問題の累積と、労働者大衆の政治進出という歴史状況があったと言えよう。シドニーの提案の内容についてちいって検討してみたい<sup>(29)</sup>。

## 2 公共サービスの市営化

### (1) 消費生活の質的向上—水道・ガスの市営化を例に—

まず水道事業をめぐるシドニーの提案を取り上げよう。19世紀初頭の地方当局には、水道事業のために公債を発行する権限はなく、こうした事態は1835年の「都市自治体法」の成立後もしばらく変らなかった。したがって、19世紀前半において、都市化とともに増大する水需要に対処したのは、株式会社形態をとった民間企業であった。だが1840年代になると、当時猛威をふるっていたコレラの原因が上下水道設備の不備にあることが広く認識され、中央政府は各自治体による水道事業運営を指導していった。以降、19世紀後半を通じ、数々の地方都市では、自治体による民間企業からの設備の買収、自治体自身による新規の事業運営が続々と開始されていった。ところが首都ロンドンの水道業者は、国会に対する強力な支配力を活用し、自治体による参入を阻んでいた（以上、Hassan [1985] pp. 532-533）。というも、業者にとって、高利潤が見込まれるロンドンの水道事業には大きな魅力があったからである。

当時、ロンドンの水道料金は、現在のようなメーター方式ではなく、水道を使用する各住宅の年賃貸価格に対して一定割合を課す「水道レイト」によって徴収されていた。過密が進行する中で、住宅の年賃貸価格は着実に上昇していたので、これに比例して水道料金も上昇していったし、年賃貸価格に対する「水道レイト」の比率自体もたびたび引き上げられた。水道業者は、あえて水供給を増加させなくとも、着実に増大する莫大な利益を手に入れることができたのである。

その結果、ロンドンは次のような問題に直面したとシドニーはいう。

「現在、ロンドンの水供給は、量が不十分であり水質の安全性にも欠けている。1人あたり消費量の増大がなかったとしても、人口が少し増大しただけで現在の供給限度を突破してしまう。しかし実際には、1人あたり消費量も急速に増大している。現在では、安定的に供給されている住宅は、ロンドン全体の半数にも満たない。」（Webb [1891] p. 32）

20年間で100万人という急激なテンポでの人口成長に加え、生活水準の上昇による浴場・洗濯場の普及とともに、ロンドンの水需要は着実に増大した。さらに、主要な水源であったテムズ流域は汚濁が進み、不十分な濾過設備のもとで水質の悪化は避けられなかった。こうした事態が放置されるならば、ロンドンはやがて水不足やコレラの蔓延という深刻な事態に陥ってしまうだろう、とシドニーは警告する（以上、Webb [1891] pp. 33-34）。

この打開策として、シドニーは、水道事業の市営化を提唱する。汚濁が進んでいる現在の水源はすべて放棄され、その汚水は消防・街路の洗浄用のみ向けら

れる。かわりに、専門家による調査・計画を通じた大規模な水源開発、既存設備の買収など、自治体による直接的な運営が実施される。この施策によって衛生規準はみたされ、安価で大量な供給が可能になろう<sup>(30)</sup>。急激なロンドンの都市化に対応するために、水道事業の市営化は緊急の課題だとシドニーは主張するのである（以上、Webb [1891] p. 34）。

だが、市営水道事業の使命とは、単に都市の最低必要量の確保にとどまらないとシドニーはいう。

「あらゆる教区には無料の公衆浴場・洗濯場が備えられ、公立学校にはプールと水泳の教師が、駅・公共建築には水飲み場と手洗い場が、公園には水浴び場とスケート場が備えられたならば、この一項目では並外れて壮麗であったローマ帝国にも、我々は決してひけをとらないと世界に示そうではないか。その時にはすでに、各部屋とまではいかずとも各階への水道の設置が、衛生の最低条件として家主に義務付けられていようし、ひいては労働者の住宅においても、昨今の大別荘のように、風呂がありふれた必需品となっていよう。」（Webb [1891] pp. 208-209）

シドニーは、水道事業の市営化を通じて、各世帯のすみずみまでの豊富な水使用の浸透、ひいては教育、娯楽面での水使用の増大による、文化的な都市生活の創造を提唱したのであった。

次にガス事業に対するシドニーの提案を検討してみよう。1801年、ロンドンに最初のガス灯がともされて以来、ガスは主に街路・室内の照明手段として広く利用されていった。1888年の電燈事業法によって電力産業への優遇措置がなされ、電力の供給がようやく途についたものの、ガス灯の地位は依然として圧倒的であった。ロンドンのガス事業は、1855年の時点では20の民間企業によって遂行されていたが、引続く合併によって巨大企業3社にまで整理統合された。この吸収・合併の過程と平行して合理化が進み、料金は約半分にまで引き下げられた。ところが、1890年の8月において、料金の10%の値上げが実施されることになった。このガス料金の値上げに対し、シドニーは次のように述べる。

「我が国の特許独占制度のもとでは、ガス料金の決定は、生産費ではなく〔消費者の〕必要度に関する重役連の推計に依存していると経済学者は主張してきた。競合企業どうしの合併によって、競争という〔消費者の〕保護手段が消滅していったのは当然のことであり、ロンドンのガス料金は、現在、

横暴きわまりない状態に置かれている。」(Webb [1891] pp. 45-46)

ガス事業のように莫大な固定資本を必要とする業種では、その発起人の利益の保護のために営業許可制度が行なわれていた。それゆえに他面では新規参入が阻止され、独占的な市場構造が容易に出来上がってしまう。消費者にとってガスは基礎的な生活必需品であるから、絶えず一定量の需要が存在し、それを基礎に価格が不当に引き上げられやすい。シドニーは、ガス料金に占める生産費の割合は約6割に過ぎない、とガス業者が手に入れている利益の不当さを告発するのである(以上、Webb [1891] p. 47)。

こうした弊害を打破するためにシドニーはガス事業の市営化を提唱する。ロンドン以外に目を向ければ、市営ガス事業を運営する地方当局はすでに173にもものぼっていた。とりわけ、チェンバレンに率いられたバーミンガムでは、ある程度の料金の引き下げに加え、事業からの収益をファンドに貧民用の住宅建設、道路建設などの公共事業が実施されていった。だがシドニーは、ロンドンにおける市営ガス事業の具体的な運営方法にあたって、チェンバレン流のそれを批判し次のように述べていた。

「しかし、市営ガス事業からの金銭的な利得に目をとらわれてはいけぬ。ガスに対して不必要に高い価格を課し、この余剰金を公共事業に費やしているマンチェスターの市民がいったい賢明であるかどうかは疑わしい。なぜなら、ガスは事実上巨大都市の生活必需品になったからであり、首都においてそれが停止すれば、想像も及ばないほどの悲惨と損失をもたらすだろう。・・・ロンドン地区全域に供給する巨大ガス貯蔵庫の目的は、配当金や賃金の支払いではなく、ロンドンの100万世帯に対する灯火、熱、エネルギーの供給であることを、ロンドンに肝に命じなければならない。」(Webb [1891] p. 52)

地方都市では、ガス事業が市営化されても、従来の高いガス料金がそのまま引き継がれている点が批判されている。たとえこうして得られた「余剰金」が公共事業に費やされるとしてもである。可能なかぎり価格を引き下げ、消費者大衆の利益を直接に確保することこそが、ガス事業の市営化を提唱したシドニーの第一のねらいだったからである。価格が下がれば、ガスは照明用としてだけでなく、家庭内における暖房・調理用に広く活用されるようになる(31)。シドニーは、各家庭のすみずみにおけるガス利用の多様化を通じた、より豊かで便利な消費生



活の実現を、ガス事業の市営化に託したのであった。

以上、シドニーは水道・ガスといった生活に欠かせない基礎的なサービス供給が、都市化によって危機にさらされていることに着目した。人口の増大・生活水準の上昇につれてその重要性は増すばかりであるのに、利潤原理にもとづく民間企業は、消費者のニーズを十分に満たせていないからであった。だが、事業の市営化によれば、消費者の要求に直接に対処できる。シドニーは、公共サービスの安価で安定的な供給を通じた、都市住民の生活向上を構想したのであった。

だが、公共サービスの安定的な運営にあたっては、それを供給する側の問題、すなわち公共部門の労使関係についてのたちいった考察が欠かせなかった。実際、上述のガス事業においても、1889年に大規模なストライキが発生するなど、その安定供給が危ぶまれていたし<sup>(32)</sup>、とりわけ、市街鉄道、ドックといった不熟練部門においては、労働不安が最も激化していた。都市住民の生活向上という観点からすれば、これら交通・運輸サービスの重要性はますます増大していた。シドニーは両部門を取り上げて、公共部門における新しい労使関係のあり方について議論しているので、それを次に検討してみよう。

## (2) 公共サービスと新しい労使関係—市街鉄道・ドックの市営化を例に—

1840年代における鉄道ブームの到来以前、ロンドン中心部にはすでに堅固な建築物が密集していたために、地方からロンドンに乗り入れる路線は全て、旧市街地の周辺に終着駅を置かざるをえなかった。都市化の進展とともに、市街地内を結ぶ短距離交通手段の必要性が高まったものの、馬車は依然として高価であったし、幹線道路の不備による大渋滞は深刻であった。そこで、大衆向けの新しい短距離輸送手段として発達していったのが市街鉄道であった<sup>(33)</sup>。当時、ロンドンの市街鉄道は11の民間株式会社によって運営され、営業成績も順調であった。なかでも路線の3分の1以上を所有していた最大企業ノース・メトロポリタン社は、9~10%もの高配当であった。

ところが、その従業員の労働条件は、不熟練労働者の中でも最低の部類に入るほど劣悪なものであった。彼らは、21シリングの週賃金と引き換えに、休日もなく、一日あたり16時間もの労働を強いられていたのである。こうした状況のもと、市街鉄道労働者も「市街鉄道労働者全国会議」を結成し、強力な組織力をもって対抗しようとしていた。1889年のロンドン・ドック・ストライキに代表される不熟練労働者の運動の高まりの中で、市街鉄道部門の労使関係はまさに一触即発の

状態にあったといえよう。

この状況を察知したシドニーは、市街鉄道の不安定な労使関係が、都市全体をも危機に落とし入れる可能性があるという。

「ロンドンの市街鉄道サービスの停止は、日々、何百万の人々の不満をうみだすであろう。労働者の住宅におおわれている巨大都市ロンドンには、市街鉄道による都心との連結によってはじめて成り立っている。シティ・ロード、エレファント・アンド・キャッスル、およびペックハム、ブリクストンにつながる大動脈を走る車両を朝夕に利用している群衆は、もし市街鉄道がピケティングにより停止したとすれば、時間通りに職場に到着することが困難になる。日曜日にはうす汚れた町から郊外へ脱出するために市街鉄道を利用している何百万の人々にとっても、それは同じように耐えがたいものである。」 (Webb [1891] pp. 76-77)

ここでもシドニーは19世紀末イギリスに出現した新しい産業社会が、都市に特有な生活様式を生み出したことを十分認識し、これを立論の基礎に据えようとしている。都市の拡大につれて、周辺部の住宅と都心部の職場とを結ぶ通勤手段が不可欠となってきていたし、余暇を郊外で過ごすという生活様式が普及しつつあったからである。こうした近代都市に固有な生活様式は、市街鉄道を不可欠の条件としている以上、ストライキによってそのサービスが停止してしまえば、都市の円滑な機能がたちまちにして麻痺してしまう、とシドニーはいうのである。

だが同時にシドニーは、劣悪な労働条件に対する労働者の不満も正当であるという。市街鉄道サービスの安定供給のためには、労働問題の解決が急務である。その解決のためにシドニーが提起したのは、LCCを通じた市街鉄道の市営化である<sup>(34)</sup>。当局による買収に際し、その資金は地方債によってまかなわれるが、配当を確保する必要がないので、営業利益から公債利子を支払っても莫大な余剰金が残る。くわえて、事業の統合によって経費も節約される。こうした余剰金は、労働条件改善のために活用可能になろう (以上、Webb [1891] p. 84)。しかも重要なことに、市営鉄道の場合には、私企業の場合と違った新しい労使関係が展開しうるはずだとシドニーは言う。

「都市自治体の有権者としての賃金労働者が、労使紛争よりも平和的にその目的を達成しうる実践的手段がまさにここにある。私的な利益ではなく公共の利益のために産業が運営されている場合、雇用条件を決定するのは一般大

衆であることは明らかだ。労働者によって選出された都市・州議会に対して、労働者が反抗することは明らかに不条理である。産業組織の最終段階においては、必然的に投票用紙がストライキにとって代わり、最終的に“平和的労使関係”が“人々の幅広い意志の上に”定着し、もはや“労使紛争”という不安定な拮抗状態のなかでぐらつくことはないであろう。」(Webb [1891] pp. 84-85)

市街鉄道労働者の雇主は、今や、住民全体によって選挙されたLCCとなる。当時、LCC選挙は自治体雇用労働者への労働政策を一つの争点に戦われていた。世論の高まりとともに、1889年3月、LCCは、自治体雇用労働者に対し、その職業で一般に「公正」とみなされている賃率・労働時間の確保を決議するなど、労働条件に対する規制を定めていた<sup>(35)</sup>。こうした状況の中で、自ら選挙権を有する労働者は、ストライキに訴えることなく、市当局による「労働者の適切な処遇」を公約した候補者に投票することで、その要求を実現するようになろう<sup>(36)</sup>。こうして、市街鉄道の労働問題は平和的に解決され、サービスの安定供給が確保される、とシドニーは展望するのである。

次に、ドック部門に目を向けてみよう。19世紀を通じ、海運の中心として発展したロンドンには、東部のテムズ河岸を中心に多数のドックが建設された。ロンドンには、植民地を含めた海外諸国からの産品が荷揚げされ、文字通り帝国の首都としての活気がみなぎっていた。だが、イースト・エンドと呼ばれたこの地区一帯には、ドック周辺で働く不熟練労働者が居住し、スラムを形成していたことも事実である。労働者は大部分が臨時雇用であり、毎朝ドックの門前に群がりつつも、その一部しか仕事にはありつけないという有様であった。

こうしたなか、1889年夏にロンドン・ドック・ストライキが勃発する。ベン・テイレット、ジョン・バーンズ、トム・マンら「新組合主義者」に率いられたドック労働者は、「河岸・港湾労働者組合」を結成し、時給6ペンスの最低賃金、4時間の最低雇用、請負制度の廃止などの要求をかかげてストに突入した。組合は当初からスト資金の不足に直面していたが、同情的な世論の高まりによる各方面からの莫大な寄付金に助けられ、1889年9月ついに勝利を収めた(前川 [1965] 53-68頁)。だが、ドック労働者の勝利も長くは続かなかった。1890年の冬までに、彼らは獲得した条件を全て失うことになった。「船舶連盟」を中心に結束した企業側が、スト破りの導入や、ひき続くロックアウトによって反撃を開始したからであった。

こうしたドックをめぐる不安定な労使関係に対し、シドニーは次のように言う。

「ロンドンの一般市民は、ここ数年の間、〔ロンドンの貿易拠点である〕テムズ河を事実上失ってしまうのではないかという不安にさいなまれている。なぜなら労働争議は止むことなく、経営は誤った方法でなされているからであり、このことを市民はそれぞれロンドンのドック労働者と企業とのせいであると考えるようになった。信用とは、はかない草花のようなものであるのに、もし、この世界最大の港で、労働争議は予測できないし、荷物は遅れ、危険にさらされ、余計に留め置かれてしまいかねないという悪評が船主の間で流布すれば、ロンドンの商業は一体どうなるのであろうか、と市民は心配しているのである。」 (Webb [1891] p. 62)

ドック・ストライキ以降の労働不安によって、巨大都市ロンドンを支える輸送体系の根幹が危機にさらされているというのである。ドック・ストライキで獲得した地歩を喪失して以降、組合側には、新規加入者を排除し、ロンドン全体への十分な輸送サービスの提供を犠牲にして自らの利害に固執するという傾向が見られた。他方、企業側では、巨大企業4社への合併が進み、労働争議の主導権を握るようになった。だが、シドニーによれば、ドックは、雇主や労働者のためではなく、「それを取り巻き、それを存在たらしめているところの社会全体の利益ために」運営されねばならないのである(以上、Webb [1891] pp. 63-67)。

そのためには、ドックの市営化を通じた労働不安の解決が不可欠であるとシドニーは力説する。「港湾会議」の設立を通じ、ドックはLCCの管轄下に置かれることになろう。すでに述べたようにLCCは、「公正賃金運動」の高まりを背景に、自治体雇用労働者の労働条件に規制を加えつつあった。こうしたなか、組合側は、従来のように大規模なストライキに訴えることなく、「港湾会議」への代表者を通じてその要求を実現できるだろう。ドック労働者は常勤職員となるから、従来、ドックの門前で繰り広げられていた仕事の争奪は消滅するはずである。そのみならず、ドック労働者の労働条件も大幅に引き上げられるだろう。シドニーは、1889年のドック・ストライキによっていったん確立された「時給6ペンス」を、ドック労働者を含めた自治体雇用労働者全体に対する「モラル・ミニマム」賃金として提唱していたからである<sup>(37)</sup>。

「ある資本家が損をした場合には、貧民を犠牲にして補填すればよいだとか、飢餓すれすれの人々の間に激しい競争がある以上、“モラル・ミニマム”賃金以下が支払われても仕方がないだとか、こうした考え方に対して、世論は

今やきっぱりと反対しているのだ。」 (Webb [1891] p. 63)

シドニーは、世論を背景にしつつ、ドック労働者のような最下層の人々に対し、LCCが最低賃金の支払いを確保することを主張したのである<sup>(38)</sup>。市営化を通じて、ドック労働者は、LCCによる積極的な労働政策の恩恵を享受できるだろう。それによって、ドックには平和的な労使関係が構築され、ひいてはロンドン市民の消費生活の向上が達成されるとシドニーは主張したのである。

以上みてきたように、公共サービスの市営化をめぐるシドニーの提案には、都市住民の生活の向上が第一に掲げられ、それを達成するための一方策として、新しい労使関係のあり方も示唆されていた。こうしたシドニーの提案は、すべてが都市住民の生活向上という目標のもとに構想されていると言ってよかろう。「発展した産業社会」における組織化された人間生活は、極めて公共性の高い財の消費によって始めて円滑に営まれ得るからである。その実現のためにも、シドニーは、ガス、水道、市街鉄道、ドックといった具体的な部門に目を向け、その安定的な供給のために、市営事業の積極的意義を高唱したのであった。

『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)をめぐって明らかにしたように、ピアトリスは「非営利」事業でさえも十分な「効率」を発揮しうると主張していた。ただしこの場合の「効率」とは、生産量の増大(=「産業進歩」)という側面ではなく、むしろ生産物の直接的な享受・消費における「効率」と理解されていた。この時期すでにこうした基本発想がウェッジにあるとすれば、このシドニーの提案も、基本的に同一の地平にあるとあってよかろう。つまり、都市住民の生活における基礎的な財・サービスの享受にあたっては、営利企業は「非効率」として退けられ、むしろ「非営利」事業としての市営化が高く評価されるのである。この限りで、ピアトリスの消費組合論、シドニーの公共サービスの市営化をめぐる提案は、労働者大衆の消費者としての利害、すなわち財・サービスの直接的享受における「効率」の達成をめぐるきわめて実践的な提案であったと言えよう。

だが、都市住民の生活向上を一層推進するためには、LCC自体の財源問題が改めて遡上にのせられねばならない。シドニーは、LCCからの補助金による水道事業運営や市街鉄道の無料化などを構想していたし、すでにLCCは下水道・道路建設など多くの事業を運営していたからである<sup>(39)</sup>。とすれば、「ロンドン全体での財源の開発がなされなければ、ロンドンの“市営化”は実際には完成しない」ことにもなろう (Webb [1891] p. 199)。次に『ロンドン・プログラム』における地方税改革案を吟味しよう。

### 3 地方税改革と中央政界

第1節で述べたように、「都市自治体法」(1835年)から除外され都市基盤整備に遅れをとったロンドンでも、19世紀中葉以降には「首都工務局」、「ロンドン学務委員会」、「首都アサイラム会議」などの諸当局があいついで設立され、都市改革が徐々に進行していた。これら各当局の財源は、そのほとんどがレイトによって調達されていた。レイトとは周知のように不動産占有者が支払う賃貸料に対して一定割合を課す地方税である。納税は不動産所有者によって代行されたが、不動産占有者は、賃貸料にレイトを上乗せして所有者に支払っていた。各当局による活動の開始はレイトの税率引き上げをもたらし、不動産占有者＝都市住民大衆の間で重税感を生み出した、とシドニーはいう<sup>(40)</sup>。

「このような感情が高まった理由は容易に理解できる。一昔前の社会では、地方当局により支出される金額はわずかで、その目的も限られていた。しかし、最近になると地方当局の支出は非常に増大した。これは人口増大のせいだけではない。一方で衛生その他の日常サービスをより徹底的にかつより大きな費用をかけて遂行することが必要になり、また他方で初等教育、人々のための公園・広場といった多くの新項目が、それらの取り分を要求するようになったからである。」(Webb [1891] p. 150)

地方経費の着実な増加により、それは国家経費に比して実に75%以上を占めるようになっていた。地方経費の増大はとりわけ都市部においてめざましかったから、ロンドンを含めた都市部での重税感もまた大きかった。

こうした中で1888年にLCCが設立され、戸主選挙権のもと労働者大衆が大きな発言力を発揮するようになった。歳入の約8割をレイトにたよるLCCは、その設立と同時に、今や選挙権という裏付けをもった労働者大衆からの不満に直面したのである。シドニーはこうした政治状況の変化を直視し、「現在のレイトを増大させようという提案はロンドンでは承認されないであろう」と言う。だが他方で、「特にロンドンにおいて、これまで山積されてきた問題に対処し、さらに都市の成長に適切に取り組むためには、追加的な資金が緊急に必要とされている」。この観点に立って、シドニーは、現行の地方税制の欠陥を暴露する(以上、Webb [1891] p. 159)。

「首都の行政、貧民の維持さらには改良工事のために必要な財源は全て、レイトによってまかなわれ、それは地方当局が管轄する区域内の土地・家屋占有者にもっぱら課されている。不衛生な地区の整備は、近隣の不動産価値を大きく上昇させたことだろう。スラム街の撤去は、かなりの範囲にわたって賃貸料を増大させただろう。テムズ河岸通りや新しいストリートは、全く新しい“不労増分”を生み出したことだろう。しかし現在のところ、改良工事によって利益を得た不動産所有者からなんの税負担も引き出すことはできない。財源の全てはレイトによって調達され、（賃貸料が安い家屋を除けば）それはほとんど例外なく占有者から徴収される。」（Webb [1891] p. 151）

衛生設備の整備、スラム・クリアランス、道路の施設などの改良工事は、レイトすなわち不動産占有者である都市住民大衆の負担によってまかなわれている。改良工事は周辺地区の生活環境を改善するから、不動産の価値および賃貸料が増大する。だが、現行の地方税制のもとでは、都市改良によって生じる莫大な「不労増分」＝不動産価値・賃貸料の増加分が、地主階層へと帰属するままに放置されているのである。都市改良の財源は、広く都市住民によって負担されているものの、地主階層のみが、そこから莫大な利益をむさぼっているのである。

したがってシドニーは「不労増分」の地方財源への吸収を主張する<sup>(41)</sup>。地主階層が受け取っている莫大な「不労増分」は、地方政府の公的な活動により生み出された以上、全て地方政府に返還されるべきだというのである。「不労増分」を地方財源へ吸収すれば、占有者層の負担を増大させることなく、より一層の公共サービスの充実が可能になる。結果的に、地主階層から都市生活者大衆へと実物的なサービスの再配分が達成されることにもなる。

だが、地方政府が新たな財源を獲得するためには、国会で新たな法律を通過させねばならない。したがって、シドニーの都市改革構想は、中央政界における政治状況をも、その射程に取り込まざるをえない。まずシドニーは、国税において不動産所有者の賃貸料収入に課税がなされているという先例<sup>(42)</sup>に着目し、その地方税への応用を検討する。シドニーはこうした新しい税を「地方資産税」と名付ける。だが、シドニーは中央の政治状況を直視した上で、「地方資産税」は、当面その実現が困難であると考えていた。なぜなら「地方資産税」は、賃貸料からの純収入を減少させ、不動産価値の下落につながる恐れがある以上、地主階層から「財産の没収」と見なされかねない。とりわけ上院における議員の出身階層を考慮すれば、「地方資産税」案が否決されてしまうのは必至であるというので

ある (Webb [1891] pp. 160-164, pp. 199-200) <sup>(43)</sup>。

こうした「地方資産税」の現実的な代替策としてシドニーが提出したのが「地方不動産相続税」に他ならない。それは、不動産所有者が死亡した際に、不動産価値に対する一定割合を地方当局が徴収するというものである。シドニーは、「地方不動産相続税」こそが「かの財源の宝庫である“不労増分”を手に入れる最良の手段である」、とその利点を強調していた。というのも、相続税は不動産所有者の死後に支払われるために、不動産所有者からの抵抗は少ないと予想される。シドニーは、その実現の見込みにおいて「地方不動産相続税」はかなり現実的であると主張する (Webb [1891] pp. 202-205)。

『ロンドン・プログラム』出版直後の1892年には、国会の総選挙が行なわれ、『ニューカッスル綱領』を掲げたグラッドストーン自由党内閣が成立した。第1節で述べたように、『ニューカッスル綱領』のロンドン改革案には、「敷地評価額課税」案がもりこまれていたが、同法案は国会に提出されることはなかった。こうした状況を目のあたりにして、シドニーは「グラッドストーン氏は何をなすべきか？」(1893年)という論文を発表し、次のように主張する。

「もしウィリアム・ハーコート卿がこの公約を実行しなかったら、すなわち地主資産税の拡張、都市当局向けの地方相続税もしくはその代案が、予算案の中に具体化されなかったら、ロンドン選出の国会議員は、選挙区に手ぶらで帰るだけでなく、大臣がロンドンの利害を無視した結果、レイトが増額されるはめになったという知らせを持って帰らねばならない。政治算術の専門家は、すでに、自由党勢力に対する進歩党勢力の追加がどれほどの意味をもつかということに注目してきた。もしLCCの進歩党議員が、自己防衛のためにやむなく自由党を拒絶することにでもなれば、自由党議席数の減少という結末が予測されるだろう。グラッドストーン氏は、ロンドンではたかだか6議席の浮き沈みがあるだけだと計算しているかもしれないが、彼は、ロンドンが地方諸都市の“進歩派”分子に対してますます指導的な地位を占めるようになっていくことが分かっているように思う。」 (Webb [1893] p. 286)

1884年の議席再配分によって、都市部の国会議員定数は飛躍的に増大し、今や、中央政界の行方は、都市住民大衆の投票行動によって大きく左右されるようになった。ロンドン選挙区における自由党の躍進も、『ニューカッスル綱領』の地方税改革案に対する「進歩党」の支持によって可能になったものである。とすれば、グラッドストーン自由党は、地方税改革を断行しなければ、ロンドン選挙民の支持



を失ってしまうだろう。加えてロンドンが抱える問題は、今やイギリス全土の工業都市にとっても典型となりつつあった。全国的規模での都市化の進展にともない、労働者大衆の政治的躍進は歴史的に不可避の傾向である。シドニーの地方税改革提言は、こうした大衆政治の到来という歴史認識に裏打ちされていたのである。

## 小括

以上、『イギリスの協同組合運動』、『ロンドン・プログラム』の内容について検討してきた。消費者組合運動、都市政府は、いずれも労働者大衆の生活の場である地域を単位とした「コレクティヴィズム」であると理解してよかろう。しかもこの場合、シドニー初期論文における「市場経済」への評価とは異なり、むしろ消費者による財・サービスの直接的な享受における「効率」の達成手段として「非営利」にもとづく消費者組合、公共サービスの市営化が提唱されている。このことは、ウェッブが労働者大衆の生活向上という終局的な目標に照らして、市場、非営利組織、公共部門のいずれでも柔軟に採用していこうという極めて実践的な判断力を有していたことを示していよう。

だが、消費者組合、都市政府が代表とするものは、あくまで労働者大衆の消費者としての利害であった。しかし、労働者の生活を全体的に把握するためには、彼らの労働生活に目を向ける必要があった。実際、ピアトリスの協同組合論においては、労働者の生活向上における労働組合運動の意義が明示的に触れられていたし、シドニーの都市改革論においても、公共的な労使関係の方向性が暗示されていた。1892年における結婚以降、次の目標として彼らが掲げたものは、労働者のコレクティヴィズムつまり労働組合運動についての研究であった。

## 注(第3章)

<sup>1)</sup> 「オーウェン自身はすでにしてニュー・ラナークにおいて一種の消費協同組合なるものに着手していた・・・この消費組合商店は元々デール氏によって創設せられたものであるが、オーウェン指導下に拡大せられ改善されたものであった。オーウェンはかかる消費組合によって種々の生活必需品を大量的に購入し、一般商店が販売するよりも約20%低廉な価格で販売して労働者に消費者利益を与えると共に、それから生ずる年700ポンドの利益を彼のニュー・ラナークにおける教育施設の費用として支出していたのである。しかし、このような小規模の組合は彼の社会的情熱を注ぎ込むのに不十分であった。」(平[1957]189頁)

<sup>2)</sup> ピアトリスは、「ブライトン協同慈善組合」の機関誌から次のような言葉を引用し、その「共同村」志向を明らかにしていた。

「我々が必要とするものは資本である。・・・我々はこの特別の目的のために、組合を作り、週あたりの掛け金によって資金を創出せねばならない。この基金が十分な額に達すれば、それで様々な商品を購入し、共同の商店に置かねばならない。全ての組合員は、この販売所から彼らの共通の必需品を購入せねばならない。利潤は共同の資本となり、ふたたび最も必要な商品の購入に費やされるであろう。こうして我々は、2つの蓄積の源泉—毎週の掛け金および利潤—を有する。・・・今や組合は組合員のある者に仕事を与え、その労働の生産物は全て共同の財産となるであろう。・・・資本がさらに一層蓄積されれば、全ての組合員が雇用され、その利益は実に莫大なものになろう。資本が十分に蓄積された場合には、組合は土地を購入し、居住し、耕し、思うままの製品を生産し、それによって衣食住の全ての欲望を満たすことが出来る。組合はここにおいて共産団体と呼ばれるであろう。・・・しかし、たとえ組合員が共産団体に加入するかわりに町にとどまることを希望しても、彼らは前に述べた全ての利益を組合から引出すことができる。」(Potter[1891]pp.44-45, 訳61-62頁)

<sup>3)</sup> 「ユニオン・ショップ」の「ユニオン」とは「社会的理想に駆りたてられたほとんどありとあらゆる種類の労働階級の運動を実現するのに当時大いに流行していた言葉であった」(Cole[1944]訳37頁)。

<sup>4)</sup> 「ユニオン・ショップ」と労働組合運動との結びつきについて、コールは次のように述べている。

「ドハーティの全国協会は、全く純粋な労働組合団体であった。しかし、ドハーティ自身は熱烈なオーウェン主義者であり、労働者が組織化されたところにまんべんなく協同組合方式の自己雇用の考えを広めた。たいした機械がなくても経営することができる業種においては、ストライキ中の労働者にとって、手をこまねいているよりも雇い主と競争して協同組合生産の計画に着手することが普通の事柄になった。」(Cole[1944]訳36頁)

5) 1831年には「現物賃金禁止法」が成立し、こうした慣行は是正されていくが、南ウエールズ溪谷などの遠隔地では「トラック」制度は根強く残った (Gurney [1996] p. 14)。

6) 「ロッチデール公正先駆者組合」の初期の構成員は28人であった。その氏名(職業, 思想)については、以下のとおりである。ジェームズ・スミーズ(羊毛選別工・記帳係, オーウェン主義者), チャールズ・ホワース(揃糸工, オーウェン主義者), ウィリアム・クーパー(織物工, オーウェン主義者), デヴィッド・ブルックス(製本工, チャーティスト), ジョン・コリアー(機関工, オーウェン主義者), サミュエル・アシュワース(織物工・チャーティスト), マイルズ・アシュワース(織物工, チャーティスト), ジョージ・ヒーリー(帽子製造工, 不明), ウィリアム・マラリエン(織物工, チャーティスト), ジェームズ・ダリー(不明, 不明), ジェームズ・ツウィーデル(木靴工, オーウェン主義者), サミュエル・ツウィーデル(織物工, 不明), ジョン・カーショウ(倉庫係, チャーティスト), ジェームズ・マードン(織物工, 不明), ジョン・スクリュークロフト(行商人, 不明), ジョン・ヒル(不明, 不明), ジョン・ホルト(不明, 不明), ジェームズ・スターリング(織物工, オーウェン主義者), ジェームズ・マノック(織物工, チャーティスト), ジョセフ・スミス(羊毛選別工, オーウェン主義者), ウィリアム・テラー(不明, 不明), ロバート・テラー(不明, 不明), ベンジャミン・ラッドマン(織物工, チャーティスト), ジェームズ・ウィルキンソン(製靴工, 不明), ジョン・ガーサイド(指物工, 不明), ジョン・ベント(裁縫工, オーウェン主義者), アン・ツウィーデル(不明, オーウェン主義者), ジェームズ・バンフォード(不明, 不明) (平 [1975] 50-52頁参照)。みられるように、チャーティストと、オーウェン主義者がほぼ半数ずつを占めていた。

7) Cole [1944] 訳115頁。

8) とはいえ、依然、問題も残った。組合名義で動産・不動産を所有することは禁止されたままであった (Cole [1944] 訳178頁)。

9) その他にも、組合名義による不動産所有、役員の名をもって訴訟を起こす権利、組合員の持分譲渡の制限が許可された (中川 [1990] 47頁)。

10) A. マーシャルは、「生産協同組合は非常に困難な事柄であるが、それは行なうだけの価値を有するものである。・・・それは、長い間、強力にそして一緒になって努力する場合に最高の価値を表すのである」と述べていた (Marshall [1889] p. 246)。

11) ピアトリスは、生産者組合の「失敗」について次のように具体的な数字をあげていた。1890年の時点で存在する純粋な「生産者組合」は、わずかに8組合のみであり、しかも、これらのほとんどが設立後、5年しか経過していない日の浅いものであること。あるいは、1870年以前に「株式会社法」、「産業および共済組合法」によって登録された数百の生産者組合のうち、1890年時点で存在しているものは、わずかに3組合にすぎないと (Potter [1891] pp. 137-140, 訳189-191頁)。こうした推計に対し、ピアトリスのそれが過小評価であるとの研究もある。例えばジョーンズ (Jones [1975]) を参照。

12) こうした見解が、G. D. H. コールらギルド社会主義者からの批判の淵源であろう。

13) ピアトリスは『イギリスにおける協同組合運動』の随所で、オーウェンを引用し、高く評価していた。これに対し、ハリソンは、「通常、ピアトリス・ポッターとロバート・オーウェンには、ほとんど共通性はないものとされてきた」と、両者の思想的立場の関係について再考し、次のように問題提起している。「オーウェンを賛美した書き方は、彼女が影響を与えたいと望んでいた協同組合主義者へ、自分の意見をより売込みやすくするための計算であった」と (Harrison [1992] p. 142)。

14) 「“競争万能論”と“協同の思想”との根本的違いを明確に理解するには、この相対立した理論を、該当する生物学の理論に還元してみるとよい。市場主義の経済学者が競争万能論を主張したのは、生存競争を通じた適者生存という生物学の法則を盲信していたからである。この生存競争が経済的進歩の唯一の要素であると明言されたのである。他方、“社会主義的改革者”は、同じく真理であり重要な生物学的事実を、普通の言葉で表現した。それは、機能の変化によってもたらされる構造変化のことであり、言い換えれば機能的順応のことである。例えば、オーウェンは、全ての工場労働者が、心身の発達を阻害する日常生活のため、墮落させられつつあると主張した。人間本性のうち高貴な能力を決して活用することもなく、栄養不良、過労、不衛生な状態が続くために、この無数の老若男女は、人為的に、野蛮な精神と脆弱な身体の国民に変化させられてきた。次に、彼はこの対立命題を主張した。もし、これらの人々の子弟を健全な環境に置き、その心身の能力を鍛練すれば、この日常的活動の変化は性格の変化をもたらすだろうと主張した。こうして、ロバート・オーウェンは、機能的順応という生物学の理論を強く主張し、これを民族の集団的性格に適用したのである。彼はこの原理を誇張された未熟な形態で支持し、他の要素の重要性を看過した。人間発達に関するこうした一面的な見方は、知識人の間で、科学的な思索家としての彼の名声を損なった。」 (Potter [1891] pp. 18-19, 訳26-27頁)。

15) Webb [1897] pp. 702-703, 訳858頁

16) 「営利心」を必要としない「競争心」の発揮にあたって、消費者組合の有効な機構が大きな役割を果たすことは既に述べた。さらに、ピアトリスは、「現実の産業界においては、全ての株式会社は、選挙された役員 — 利潤の個人的獲得によって刺激されていない人々 — によって管理されている」という事実も見逃さなかった (Potter [1891] p. 210, 訳288頁)。

17) 『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)における次のようなピアトリスの主張は、初期ウェブの社会改革構想の全体像を、大まかに示していると見てよい。

「労働者の目下の課題とは、彼らが個人として失ったものを集団的に (collectively) 取り戻すことである。労働組合は、労働者のために教育・支出の一定水準を要求するだけでなく、資本家の努力を刺激し、かなりの程度その行動を規制する。自治体・国家の市民として、また消費組合・卸売組合の組合員として、労働者はさらに一步を踏み出す事が出来る。すなわち、彼らは代表者を通じて一国の商工業を支配することができるのだ」 (Potter [1891] pp. 168-169, 訳232-233頁)。

さらにピアトリスは、『イギリスにおける協同組合論』（1891年）において、後に『産業民主制論』（1897年）で展開される「労働組合の理論」を萌芽的に提示していた。

まず、労働組合運動は、雇主間の競争圧力から労働の「最低価格」を防衛するための「堤防」と把握され、それゆえに「この堤防が微塵の隙間も有しないように注意せねばならない」として、職業横断的な労働条件規制の必要が示唆されていた（Potter [1891] p. 163, 訳224-225頁）。また、「第二に、労働組合は、競争圧力を労働の賃金から取り去り、それを雇主の頭脳・資本へとしっかり転換させる無意識だが非常に成功している試みである」として、ピアトリスは、労働組合による、こうした「標準賃率」維持の試みが、雇主間の競争の質をも転換させるとすでに主張していた（Potter [1891] p. 163, 訳225頁）。「もしあなたが、普通以上の頭脳・機械設備を有するならば、あなたが剰余を取得することを承認しよう。もしあなたが、無能ならば、多数の者があなたのために苦しむのは不当である。あなたは、雇主の地位を捨て、より優れた人に道を譲らねばならない」と（Potter [1891] pp. 163-164, 訳225-226頁）。

本論文の第4章で述べるように、ウェブの「労働組合の理論」には、第3章で考察したシドニーの「産業進歩」論が大いに活用されている。ピアトリスは、『イギリスにおける協同組合運動』の執筆途上において、シドニーから、彼の「産業進歩」論についてかなり教えられていた。同時に彼らの中でも、後の「労働組合の理論」が、ある程度成熟しつつあったことが分かる。

<sup>18)</sup> ピアトリスは、こうした不熟練労働者については、「立法的規制」が必要であると述べていた。「バーミンガム、ロンドンの規制を免れている家屋、工場で働く賃金労働者は、消費者・生産者の組合を作ることができない。この50年の労働史によれば、自発的な組合が可能になる地点までこの階層を引き上げるには、立法的規制こそが唯一の手段であることは明らかだ」（Potter [1891] p. 226, 訳309-310頁）。

<sup>19)</sup> ポープ（Pope [1989]）訳171頁の図を参照。それによれば、1801年から1851年にかけては、北部工業地帯が、1851年から1901年にかけては中部工業地帯がそれぞれ顕著に発展したことが見て取れる。

<sup>20)</sup> 海外諸国における内陸鉄道輸送、国際的な蒸気船航路、および冷凍保存方法の発展などにより、海外から大量の農・畜産物が流入した。「イギリスでは1868年から1878年の10年間に、小麦の大部分が自国では生産されなくなり、肉の輸入量は消費量の7分の1から半分近くに増大した。」（Court [1954] pp. 200-201, 訳237頁）

<sup>21)</sup> この点を特に強調する論者としては、ケイン&ホプキンスを参照。「1850年以降の時期に関して、製造業部門の生産高の伸びが鈍ることによって引き起こされたイギリス経済の相対的な衰退が議論的になっている。しかし、1870年から1945年の時期にダイナミックな変化を遂げた領域があり、それはロンドンと（イングランド）南東部を中心とするサービス部門であったことはあまり知られていない。」（Cain & Hopkins [1987] p. 2, 訳53頁）

<sup>22)</sup> ミッチェル&ディーン（Mitchell & Deane [1971]）pp. 20-21を参照。ホール（Hall

[1982] p. 33) の図にみられるように、19世紀後半のロンドンの市街地はスプロール現象をみせながら拡大していった。加えて、世紀転換期をさかいに北部工業都市の人口は成長を鈍化させていくのに対し、ロンドンの人口成長は1930年代まで止むことなく続いた(大阪市大 [1985] 5頁)。この意味で、19世紀末に都市化の影響を最も深刻に受けたのはほかならぬロンドンであった、と言える。

<sup>(23)</sup> 1835年の「都市自治体法」のもとでは、「3年間法人都市に住むすべての納税者は投票権をもつ」と規定されていた(後藤 [1972] 42頁)。これに対し、中央政界に大きな支配力をもっていたシティの特権的市民が、住民選挙による地方政府の設立に反対したからであった(Young & Garside [1982] p. 21-23)。

<sup>(24)</sup> チェンバレンは次のように述べていた。「水道事業の買収を考える場合、それは都市の衛生と関連してくるだろう。他方、ガス事業の買収は、都市の収益、つまり財源に関連している」(cited in Briggs [1968] p. 218)。および池田 [1962] 19頁も参照。

<sup>(25)</sup> LCCの選挙権は、選挙区内で年価値10ポンド以上の土地・住宅を12ヵ月間占有して地方税を納め、州から7マイル以内に6ヵ月間居住した男女と定められた。女性に選挙権が与えられたという意味では、1884年の第3次選挙法改正よりも革新的であったと言える(福永 [1986] 49頁)。

<sup>(26)</sup> 1889年においてそれまで理論的な指導者であったファースが死去すると、1890年よりシドニーを中心としたフェビアン協会が「進歩党」において支配力を持つようになった。シドニーは1892年のLCC第2回選挙において当選し、彼以外にも6人のフェビアンが当選した。

以降、シドニーは1895年、1898年、1904年、1907年と当選し、とりわけLCC技術教育委員会議長の要職につき、1895年にはLSEを設立するなど、ロンドン教育改革において活躍していった(McBriar [1962] pp. 196-219参照)。LSEの創設をめぐるウェブの大学教育改革については、西沢 [1991], [1992], [1994], Dahrendorf [1995] に詳しい。

<sup>(27)</sup> 19世紀後半の中央政界においては、保守党・自由党の2大政党政治が繰り広げられていた。保守・自由両党にとっては、第2次選挙法改正(1867年)によって選挙権を獲得した労働者階級を自己の陣営に取り込むことが緊急の課題となった。

保守党ディズレーリによる「トーリー・デモクラシー」に対応して、グラッドストーンに率いられた自由党も大衆的基盤を広く模索しはじめていた。バーミンガムから自由党議員として中央政界入りしたチェンバレンを中心に、1877年に自由党の大衆組織「全国自由党連盟」が結成され、労働者階級の支持層を広げていった。

ディズレーリの帝国主義の破綻を契機に「平和外交」を掲げたグラッドストーンは、「全国自由党連盟」の支持のもと1880年に政権についた。グラッドストーンは1884年に第3次選挙法改正を実行し、農村地区の労働者に選挙権を付与すると同時に、都市部において不平等であった議席数の再配分を行なった。

チェンバレンら急進派は、借地農の保護、自作農創設などを掲げた『急進主義綱領

（非公認綱領）』（1885年）をもとに、農村地区におけるより一層の社会改革をはかったが、グラッドストーンはこうした急進派の動きを牽制しつつ1886年にアイルランド自治法案を提出し、チェンバレンらの党離脱をまねいた。

<sup>(28)</sup> デイヴィスは、1884年の議席最配分、および1889年LCCの創設が、地方政治への政党政治の浸透に大いに寄与した、と指摘している（Davis [1988] p. 115）。

<sup>(29)</sup> ロンドン改革をめぐるシドニーの著作としては、1889年から1891年にかけての一連の『フェビアン・トラクト』（No. 8, 10, 24, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37）があるが、『ロンドン・プログラム』（Webb [1891]）はこれらの集大成といえよう。それ以外にも、「社会主義の歴史的基礎」（Webb [1889-b]）、「グラッドストーン氏は何をなすべきか？」

（Webb [1893]）、「LCCの業績」（Webb [1895]）、「公的当局の労働政策」（Webb [1899]）、「イングランドにおける社会主義」（Webb [1890]）がある。

なお、『ロンドン・プログラム』をめぐるこれまでの研究としては、岡 [1975] がある。岡 [1975] は、『ロンドン・プログラム』における「改革主体」が、投票権を有する全市民の意志を反映した自治体議会とされていること、およびその結果として、労働者の階級的利益が軽視されていることを同書の「欠陥」として指摘している。その理由として、労働組合が「公共の利益と相反する」ものと把握され、都市改革における労働組合の役割が無視されていることがあげられている（岡 [1975] 47-48頁）。同様の見解として、犬童 [1968] 101頁も参照。

だが、福永 [1985] も指摘しているように、都市改革における主体とは、もとより市民以外にはありえないという評価もあろう。『ロンドン・プログラム』においてシドニーが提示しようとした都市改革構想が、本来こうした性格のものであったとすれば、むしろ、そこにおける市民と労働組合との関係がいかなるものであったのかを問う必要がある。ここで注意すべきは、労働組合が「公共の利益」と相反するという見方は、ウェブの後の著作においても一貫していたことである。ウェブはTUCなどの「政治的連合体」について、その利益団体としての性質から、「ナショナル・ミニマム」の立法的推進という共通利害を超えて「一般的な社会改革」の主体たりえないことが力説されていた（江里口 [1995-b] 参照）。

<sup>(30)</sup> 水道当局の具体的な運営について、シドニーは、LCCの直轄ではなく、ロンドン行政州周辺のみドルセックス、ケント、サリーなどの自治体との広域的な連合体による運営を提唱している（Webb [1891] p. 36）。

<sup>(31)</sup> ガス事業の市営化がLCCの議題にのぼった時、「進歩党」多数は、新興の電気事業との競争を恐れて、それを拒否した。だが、ウェブらフェビアンは、90年代末まで一貫してガス事業の市営化を主張し続けた（McBriar [1962] p. 225）。ウェブには、ガスを単に街灯照明だけでなく、家庭内での光熱源にも広く利用していこうという意図があったからであろう。

<sup>(32)</sup> 例えば、「1889年の秋から冬にかけて、ほとんどの大都市で、ガス労働者は8時間労働日を要求したストに成功したり、ストを勧告したりした。多くの場合、雇主が1890

年の夏に逆襲した」(Labourn [1992] p. 73)とされている。ストの原因について、ホブズボームは、労働強化の進展、および1888-90年の好況をあげている(Hobsbawm [1964] p. 190-193, 訳149-152頁参照)。

<sup>(33)</sup> 1890年代の末には、市街鉄道は毎年、延べ約2億8,000万人の乗客を運んだ(Seaman [1973] p. 73, 訳81頁)。なお当時、ロンドンにおける重要な交通手段は、テムズ河蒸気船、1860年に運行を開始した地下鉄、および19世紀前半に支配的であった乗合馬車などであった。

<sup>(34)</sup> 1869年の法律によって、操業から21年を経過した市街鉄道を地方団体が買収することが許可され、すでに多くの地方都市では市街鉄道の公的運営がなされていた。ロンドンにおいても、1891年にはいよいよ第一陣の路線が満了期限を迎えていた。なお1899年以降、LCCは実際に市街鉄道の運行を開始した(Seaman [1973] p. 70-71, 訳78-79頁)。

<sup>(35)</sup> 1889年3月におけるLCCの決議については、藤井[1995]を参照した。「本議会は、議会と契約を結ぶどのような個人、企業に対しても、当該トレードで一般に公正と定められている賃金率を支払い、労働時間を守るという誓約の必要を認め、仮に、それに違反しているという告発がなされ、それが事実であると確認された場合、契約は認められないものとする」(London County Council, Minutes of Proceedings, No. 9, p. 70, 21st, March, 1889; 藤井[1995] 91-92頁からの引用)。

<sup>(36)</sup> シドニーは次のようにいう。「市街鉄道労働者全国会議は、不熟練労働者のこの部門を組織化するにあたって、際立った一步をしるした。しかし、労働組合のこうした“全国展開”は、ストライキの武器としてではなく、都市議会や国会議員を教育する手段としてみなされているということが“新組合主義”の重要な精神である」(Webb [1891] p. 75)と。

なお労働者が選挙に臨む際に留意すべき点について、シドニーは次のように述べていた。「選挙民はみな、もし彼が賃金稼得者や労働組合員であった場合にはなおさらのこと、これらの問題点〔労働者の適切な処遇〕について健全な考えを持っていない候補者には投票すべきではない。労働組合評議会、労働組合幹部・支部は全て、あらゆる候補からこの問題についての明確な回答がなされるよう固執したほうがよい。」「労働者の適切な処遇」の具体的内容について、シドニーは、8時間労働日、労働組合賃金率の支払い、団結の自由、週に1日の休日、残業の禁止、家内労働の禁止などをあげている(Webb [1899] pp. 1-2)。

<sup>(37)</sup> シドニーは、ドック・ストライキによって、ロンドンにおける賃金の「モラル・ミニマム」水準が明確になったと捉らえた。「このストライキが、世論に与えた大きな影響として、さらに2つの付随的な点が注目されなければならない。それは、“ドック労働者の6ペンス” — 時給6ペンス — が、ロンドンの“モラル・ミニマム”賃金として明確にされたこと。さらに、3万ポンド以上がオーストラリアでスト資金として集められ、電報で送金されたことである。」(Webb [1890] p. 54)

<sup>(38)</sup> シドニーは「モラル・ミニマム」の確立に、公的当局が大いに寄与するだろうとい



う展望を明確に持っていた。「この両団体〔学務委員会や州議会〕が、標準賃率を支払わない、あるいは各職業の標準的慣行に従わない企業への事業の発注を禁止する決議をしたことは、世論にいっそう大きな影響を及ぼした。これまで熱心に追求されてきたこの決議によって、労働組合の影響力が大いに強化されるだろうし、さらに進んで賃金の“モラル・ミニマム”率が確立されるだろう」と（Webb [1890] pp. 48-49）。

<sup>(39)</sup> 『ロンドン・プログラム』では、その他に、病院、市場、住宅の公的な運営が提唱されていた。

<sup>(40)</sup> シドニー自身、占有者が支払うレイトの実質的な帰着先について反論があることを認めていた。「不動産所有者を代表して、次のような反論がある。すなわち、占有者に課されるレイトは、占有者が支払いうる、あるいは支払おうとする賃貸料を引き下げることで、実際には不動産所有者の所得に転嫁されると」。

だが、シドニーはこうした主張が、あくまで「理論的正常」すなわち完全競争という非現実的な仮定に立脚していること、したがって不動産の「独占」、 「経済上の摩擦」といった要素が無視されていることを指摘し、レイトの現実の負担者はあくまで占有者であると主張した（以上、Webb [1891] pp. 152-153）。

さらに、所得税スケジュールA（国税、地主不動産所得税）、およびスコットランド、アイルランドのレイト徴収制度においては、占有者から納税代行者（＝所有者）に対する賃貸料・税（レイト）の一括支払いにあたって、税額分を賃貸料から控除する法律が整備されていた。この場合には、賃貸料支払いからの税額控除が確保されるから、実質的な税負担は所有者に帰着することになる。だが、イングランドのレイト徴収においては、こうした法制度が欠如しているために、占有者はレイトの大部分を実質的に負担しているとシドニーは主張する（Webb [1891] pp. 155-158）。

<sup>(41)</sup> なお、「不労増分」の地方財源への繰込み以外に、シドニーは、納税代行者（＝所有者）への賃貸料・レイトの一括支払いに際し、賃貸料からのレイトの控除を提唱し、その実効を期して法律を制定するように提案していた。同法が施行されれば、占有者の税負担は減少することは明らかであるが、自治体の税収から見れば以前と変わらない。したがって、追加的な財源の確保のために「不労増分」への課税が必要であるとシドニーは言うのである（Webb [1891] pp. 157-159）。

<sup>(42)</sup> 所得税スケジュールAのこと。土生 [1971] 36, 116頁参照。

<sup>(43)</sup> 実際、LCCは1890年、1892年、1893年に「地方不動産税」の原理をもちこんだ法案を国会に提出したが、ことごとく否決されている。特に、1893年の法案は、下院で可決された後に、上院で否決されている（藤田 [1975] 40頁）。